

豊島区災害廃棄物処理基本計画 <概要版>

令和3年3月

1. 計画の目的・位置付け

豊島区では、大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理体制を確保することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生を保持するとともに、早期の復旧・復興に資することを目的とした「豊島区災害廃棄物処理基本計画」を策定することとした。本計画は、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理体制とその方法などの基本的事項を定める。

2. 対象とする災害と廃棄物

本計画は、自然災害のうち、主に地震災害を対象とする。「首都直下地震による東京の被害想定」（平成24年 東京都防災会議）における被害想定のうち、東京湾北部地震（冬の夕方 18時・8m/秒）に基づき被害を想定すると、本区では約64万トンの震災廃棄物が発生すると推計される。

<主な災害廃棄物>

コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃物
			
その他不燃物	腐敗性廃棄物	廃家電	適正処理困難物
			

3. 組織体制

発災後の組織体制は、都と区が緊密に連携する必要があることから、同一の組織体制を作り、共通認識のもとで災害廃棄物の適正な処理を目指す。

班	業務内容
総務班	・災害廃棄物事業に係る全体の総括 ・予算管理、国庫補助申請 ・各主体との連絡調整、協議、情報提供 ・区民への周知、啓発 等
受援班	・支援の要請、受入れ管理、配置調整 等
資源管理班	・仮置場の設置及び管理運営、撤去 ・必要資機材の管理、確保 等
処理班	・災害廃棄物の収集・運搬、処理・処分 ・環境に関する指導 等

4. 災害廃棄物処理の基本方針

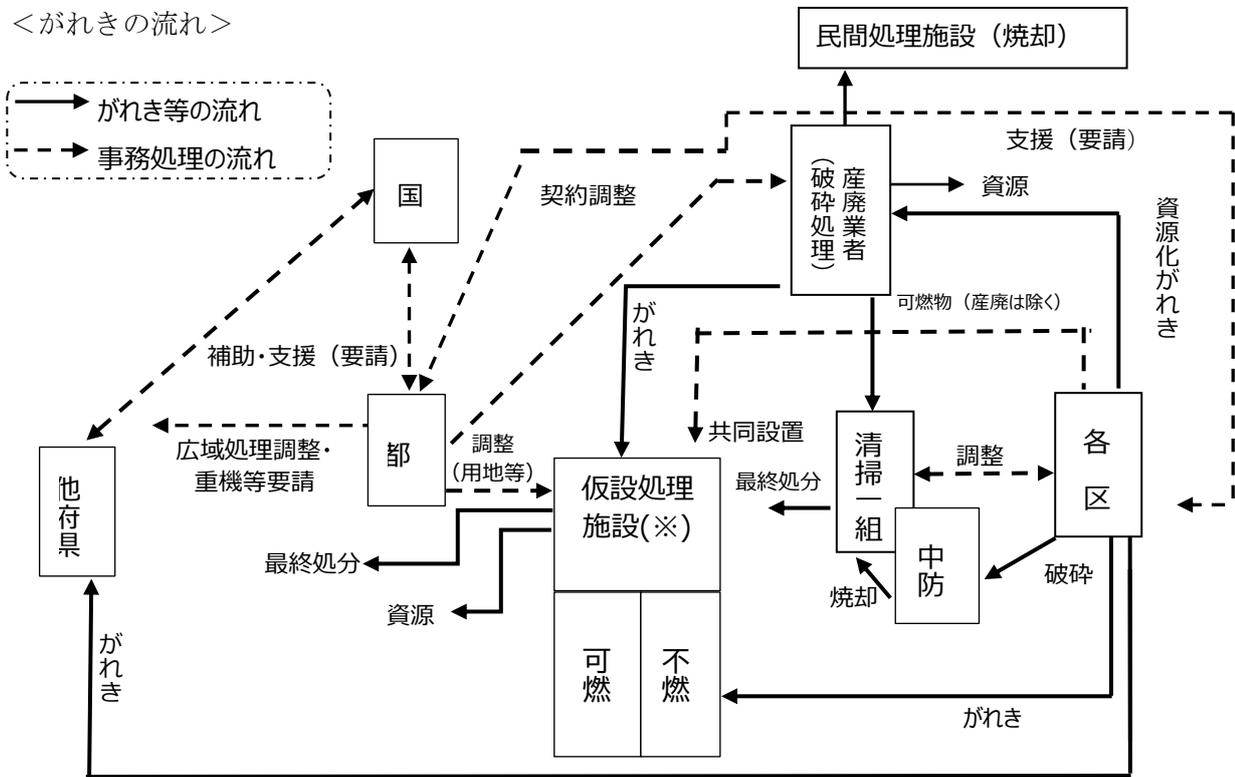
災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、以下の方針を定め、具体的な取り組みを進めていく。

- (1) 計画的かつ迅速な処理
- (2) 安全の確保・環境への配慮
- (3) 分別・リサイクルの推進
- (4) 協力体制の構築
- (5) 共同処理及び関係機関との連携

5. 災害廃棄物処理のながれ

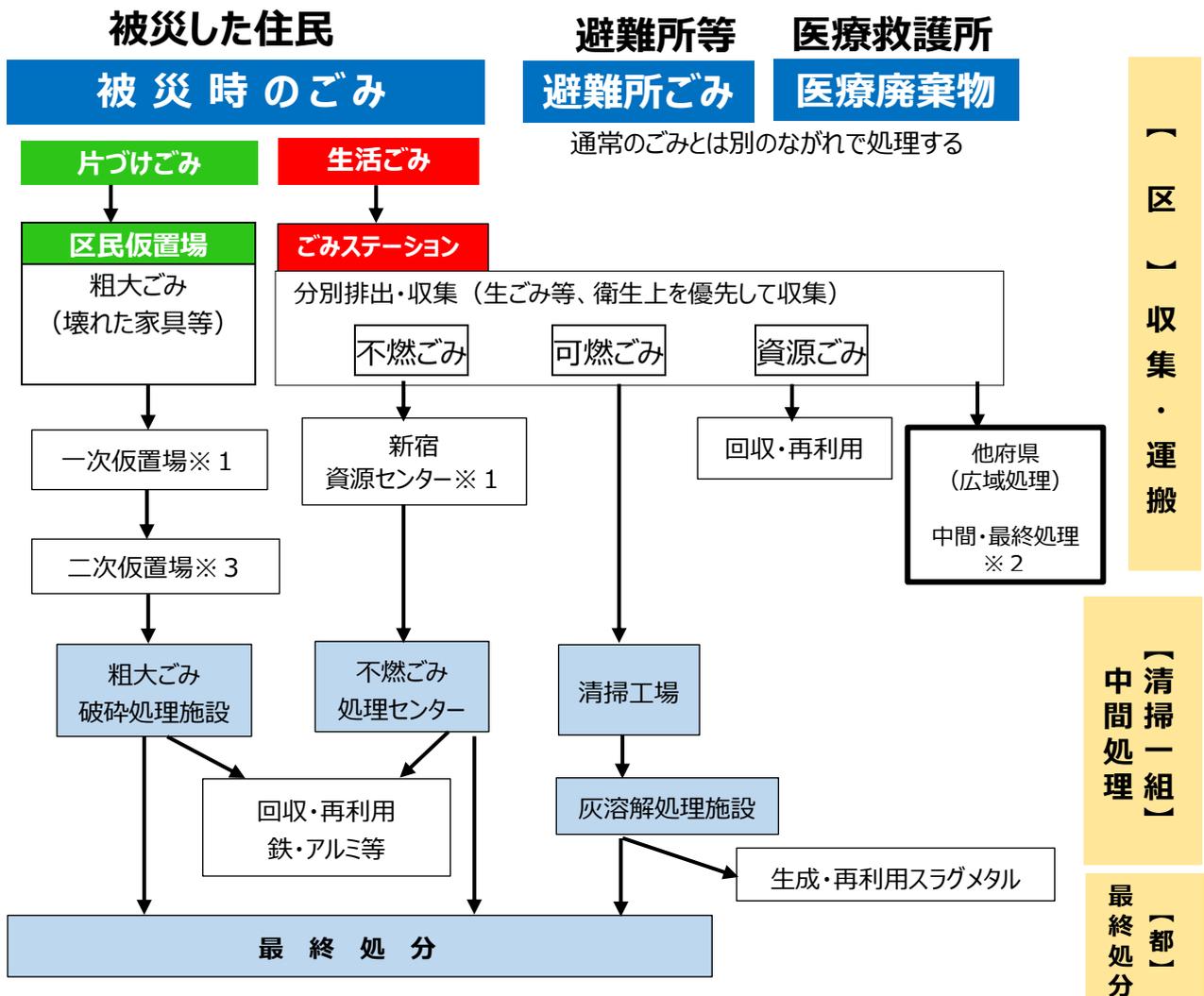
災害廃棄物	
片づけごみ	発災後に設置する区民仮置場へ排出後に区による収集運搬を行い、一次仮置場へ搬送する。
生活ごみ	平常時と同様の方法で処理作業計画を作成し、収集運搬を行う。
避難所ごみ	分別方法や収集頻度等を決定した上で、収集運搬体制を構築する。
し尿	原則として下水道処理を優先し、下水道に支障が生じた場合に限り、携帯トイレ等により対応する。

<がれきの流れ>



※仮設処理施設整備に関し、中間処理直前のがれきを置く三次集積所を併設する。

<片づけごみ、生活ごみのながれ>



- ・黒太線は、区が実施する役割を示している。・家電リサイクル法関連製品などは、関連法規に基づいて処理する。
- ※ 1 粗大ごみ・不燃ごみは、平常時は民間処理施設で資源化を行っているが、災害時は状況に応じて資源化を実施する。
- ※ 2 広域処理に関する調整は特別区本部が行う。
- ※ 3 二次仮置場の設置、運営は 23 区全体で行う。また、実務は特別区対策本部が行う。

6. 時期区分と処理スケジュール

本区で発生する災害廃棄物については、最長でもおおむね3年以内に処理を完了させることを基本とし、発災時には適切な処理期間を設定する。

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資器材の確保等)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (災害廃棄物の本格的な処理期間)	～3年程度

7. 仮置場の類型

仮置場は、災害によって発生したがれきや片づけごみを集積、分別し処理するために一時的に保管する場所である。特別区内に設置される仮置場等の類型は以下のとおりである。

種別	定義	設置主体
応急集積場所	救助活動、道路啓開等により発生するがれきの一時的な仮置場として設置する。	豊島区
区民仮置場	住宅地等に設置し、被災家屋等から片づけごみを一時的に搬出する場所。(区立公園等を想定)	
一次仮置場	応急集積場所や区民仮置場から収集したがれきや片づけごみ、被災住宅や公費解体等により発生したがれきを集積、一時保管し、粗分別を行う場所。	
二次仮置場	各区のがれきを集積、分別し処理するまでの間、保管する場所。(特別区内で数か所を想定)	特別区
資源化物 一時保管 場所	資源化処理されたがれきを必要に応じて一時的に保管する場所。(原則として二次仮置場に設置)	

一次仮置場（埼玉県東松山市にて撮影）



8. 区民への周知

平常時より家庭ごみの排出抑制、分別排出や災害時のごみの排出方法等について周知する。発災後の周知はチラシや防災行政無線、ホームページ等の広報手段を用い、正確かつ迅速に行う。

区民への周知方法	
片づけごみ	平常時より排出方法や区民仮置場等の情報を周知する。発災後は排出方法等を早急に情報発信し、回収方法の見直しがあった場合は速やかに周知する。
生活ごみ	平常時より家庭ごみの排出抑制や分別排出の呼びかけを行う。生活ごみは発災直後から排出されるため、発災後の排出方法等の情報周知は早急に行う。
一次仮置場	発災後に仮置場の場所、開設期間、受入方法、搬入対象となる災害廃棄物等の情報について、複数の広報手段を用いて周知する。

9. 計画の見直し、教育訓練

国の法令や指針、東京都の関連計画、特別区ガイドライン等の見直し状況を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。また、平常時から災害廃棄物処理に関する職員への教育・訓練を継続的に実施し、担当者間の連携強化を図る。

SDGs 未来都市豊島区

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、2015 年 9 月の国連サミットで採択され、2030 年を年限とする 17 の国際目標と 169 のターゲットで構成されています。

豊島区は、令和 2 年度に「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」にダブル選定されました。

本計画の理念は、SDGs が掲げる目標のうち、11、13 に合致します。

本計画の推進が、SDGs 達成に向けた取組みの推進へつながります。

SDGs のゴール	ターゲット
 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.b 総合的な災害リスク管理を策定し、実施する
 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する



豊島区災害廃棄物処理基本計画〈概要版〉

令和3(2021)年3月発行

豊島区環境清掃部ごみ減量推進課 電話 03-3981-1111